

平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

【概要版】

(税務事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 中西 清

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件	1
【3】包括外部監査の方法	2
【4】包括外部監査人補助者	3
【5】包括外部監査期間	3
【6】利害関係	3
第2 八尾市市税の概要	4
【1】八尾市の市税について	4
【2】市税収入確保のための課税客体の捕捉調査	8
第3 監査の結果及び意見	11
【1】個人市民税	12
【2】法人市民税	13
【3】固定資産税・都市計画税	15
【4】軽自動車税	18
【5】市たばこ税	18
【6】入湯税	18
【7】収納管理事務	18
【8】滞納整理事務	18
最後に	22

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 選定した特定の事件

税務事務の執行について

2. 包括外部監査の対象税目及び監査対象部署

平成29年度の市の一般会計予算では、市税による歳入は375億円（歳入総額1,014億円の約37.0%）となっている。そのうち、市民税、固定資産税、都市計画税の3税だけで9割以上を占めるが、財政の観点から市税収入の安定的な確保が重要な課題となっていることを鑑みて、市たばこ税、軽自動車税、入湯税を加えた市税全般を対象税目とした。

税目	金額	構成比	監査対象
固定資産税	160億4千万円	42.7%	○
市民税（個人・法人）	157億7千万円	42.0%	○
都市計画税	33億6千万円	9.0%	○
市たばこ税	20億3千万円	5.4%	○
軽自動車税	3億2千万円	0.8%	○
入湯税	2千万円	0.1%	○
計	375億4千万円	100.0%	

上記の税目に係る税務事務を担当している部署（必要に応じて、関連するその他の部署）を監査対象部署とした。

3. 包括外部監査対象期間

原則として、平成28年度を監査対象期間とし、必要に応じて、直近の状況や平成27年度以前も含めた。

4. 特定の事件を選定した理由

市の平成28年度予算の市税収入は378億円と、一般会計歳入予算全体985億円の38.4%を占めており、市政を推進していく上で重要な財源となっている。また、平成23年度から取り組んだ「第2期八尾市行財政改革アクションプログラム」においても、市税の徴収率向上に取り組み、平成23年度から平成26年度まで継続して目標徴収率を達成するなど一定の成果をあげている。

一方、平成 26 年度の税制改正で法人市民税の一部が国税化された影響により同税の減少が見込まれており、また将来的には少子高齢化等による個人市民税の減少、福祉関係経費の増加等も想定され、市の財政を取り巻く環境は今後厳しくなることが予想される。

このような状況において、自主財源の要である市税収入の安定的な確保が今後も重要な課題となっていくという観点から、市税の歳入に係る事務が関係法令等に従い適切に執行されているかということに加え、課税されるべきものが漏れなくかつ公平に課税されているかなどについて監査を実施することは、市民にとって有意義であると考えられる。

以上の点を総合的に勘案し、税務事務の執行を監査対象として選定した。

【3】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

市税の事務が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- ① 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- ② 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- ③ 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- ④ 事務の執行が市内の十分な連携の下に行われているか
- ⑤ 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

2. 主な監査手続

(1) 事務の概要把握

担当者への質問、関係書類・帳票等の閲覧・突合等を実施し、その実態を調査・検討した。

(2) 合規性の検討

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうかを検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行った。また、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

(3) 正確性の検討

市税の事務の正確性が確保されているかどうかを検討するため、市が構築している正確性を確保するための仕組みについて説明を受けた上で、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

(4) 有効性及び効率性の検討

- ① 有効的かつ効率的に、事務が行われているかどうかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を

行った。

- ②有効性及び効率性の観点から、税務事務に関連する部署が一定の方針の下で事務を行っているかを調査するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

(5) 公平性の検討

- ①市税の事務が、法規に準拠し、公平に行われているかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ②公平性の観点から、税務事務に関連する部署が一定の方針の下で事務を行っているかを調査するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③課税の公平性を図る上では課税客体の捕捉が重要であり、限られた人員の中、効果の高い課税捕捉のための取組みをしているか、その取組み状況について担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

【4】 包括外部監査人補助者

額額和雅（公認会計士）
山岡正人（公認会計士）
刀禰 明（公認会計士）
小室将雄（公認会計士）
本田裕一（公認会計士）
成山哲平（公認会計士試験合格者）
嶋崎 諒（公認会計士試験合格者）
松本好史（弁護士）

【5】 包括外部監査期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 26 日までの期間で監査を実施した。

【6】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により定める利害関係はない。

第2 八尾市市税の概要

【1】八尾市の市税について

1. 市の財政状況と市税の推移

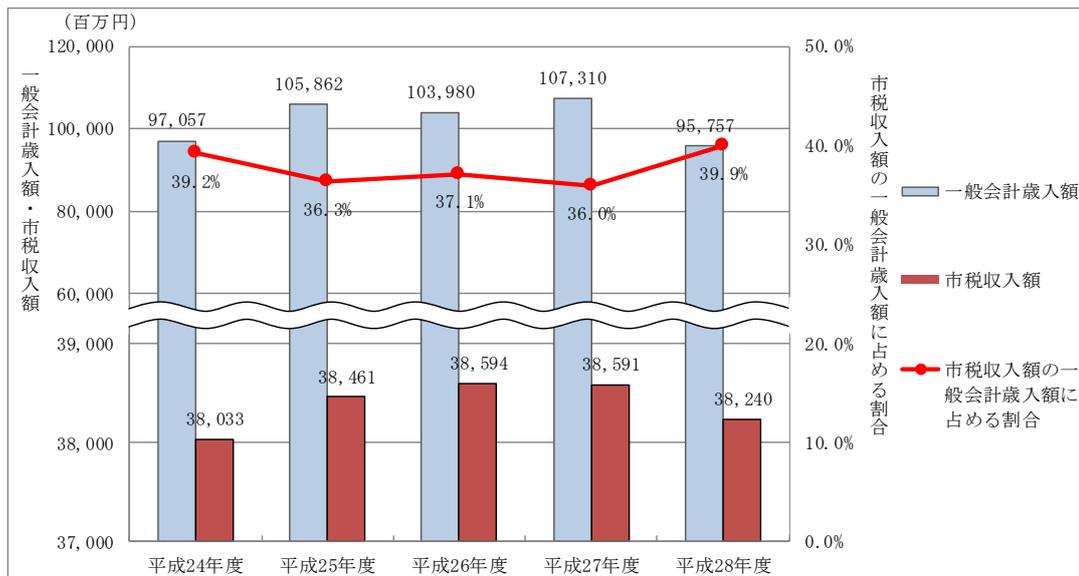
(1) 市税の推移

①一般会計歳入額と市税収入額

市税収入額は、平成24年度の38,033百万円から平成27年度は38,591百万円と増加傾向にあったが、平成28年度は税制改正に伴う法人市民税法人税割の税率引き下げ（14.7%から12.1%）により、法人市民税が前年度比で約460百万円減少している。

一般会計歳入額は、市税収入額の増減に見合って変動しており、市税収入額の一般会計歳入額に占める割合はほぼ横ばいとなっている。

【一般会計歳入額と市税収入額と同歳入額に占める割合の推移】

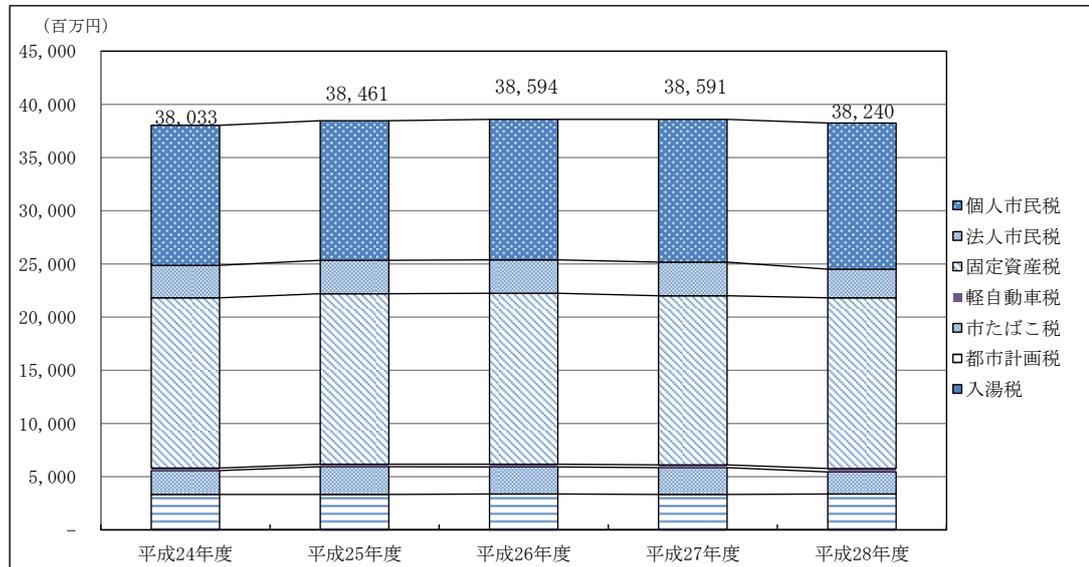


(出所：市提供資料より監査人作成)

②税目別市税収入額の推移

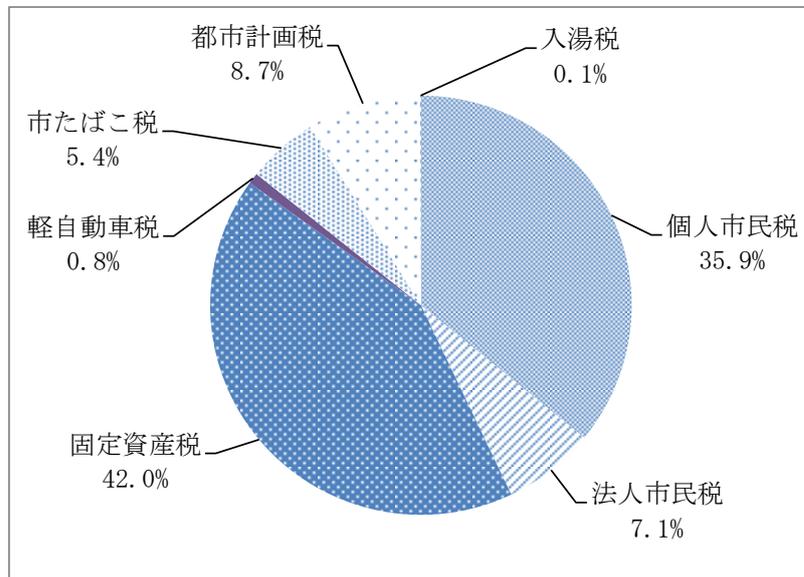
前述のとおり、税制改正に伴う法人市民税法人税割の税率引き下げにより、平成 28 年度に法人市民税が減少しているほかは、税目別構成に目立った増減はない。

【税目別市税収入額の推移】



(出所：市提供資料より監査人作成)

【平成 28 年度の税目別構成割合】



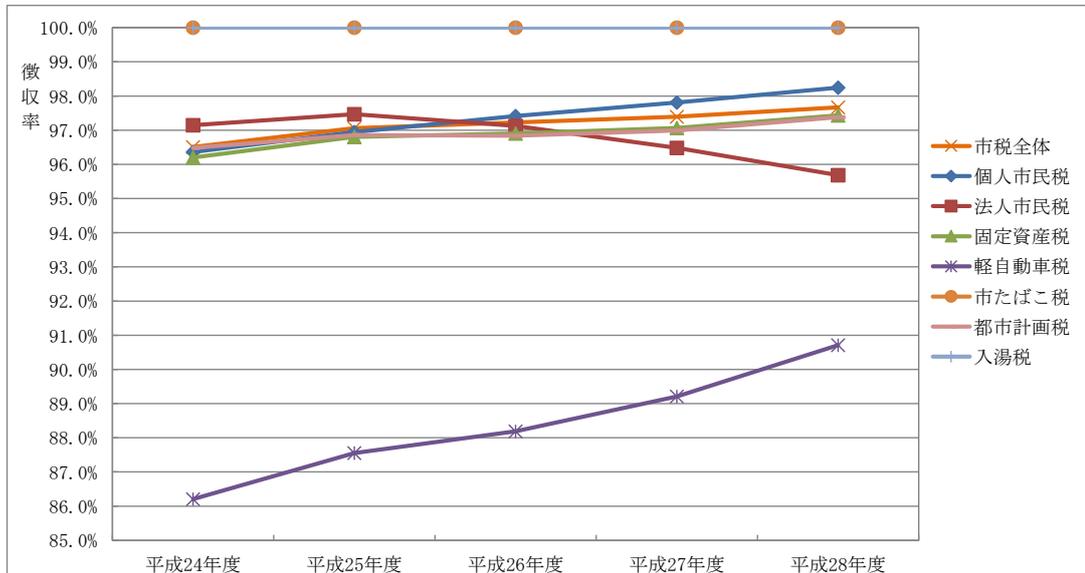
(出所：市提供資料より監査人作成)

(2) 市税徴収率及び収入未済額の推移

①市税徴収率の推移

市税全体の徴収率は、平成24年度の96.5%から緩やかに上昇しており、平成28年度では97.7%まで改善している。(注) 徴収率=収入額÷調定額×100%として算定される。

【税目別及び市税全体の徴収率の推移】

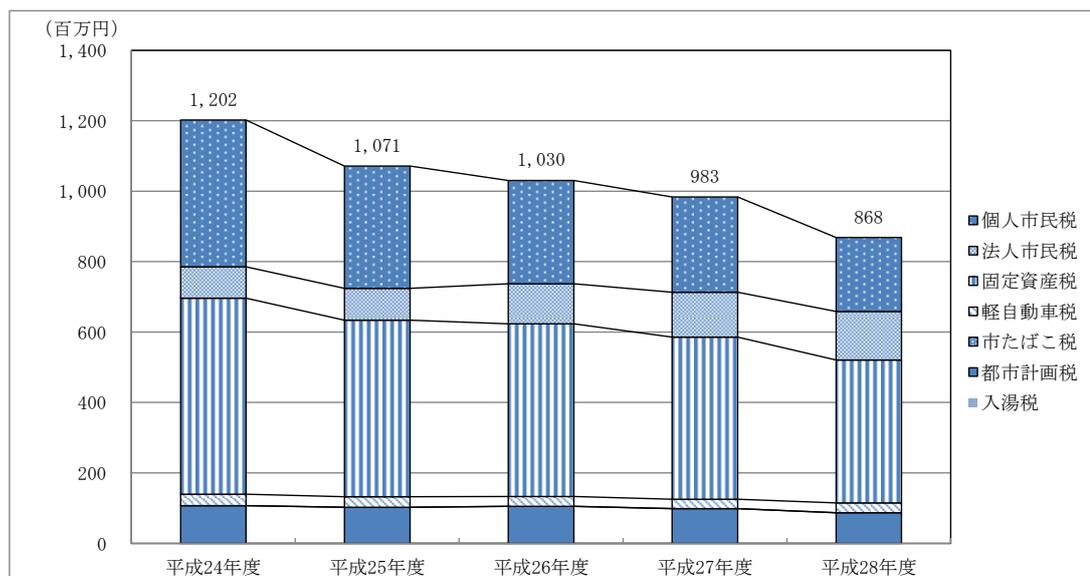


(出所：市提供資料より監査人作成)

②翌年度への繰越額の推移

翌年度繰越収入未済額は、平成24年度の1,202百万円から平成28年度は868百万円と年々減少傾向にある。

【税目別収入未済額の推移】



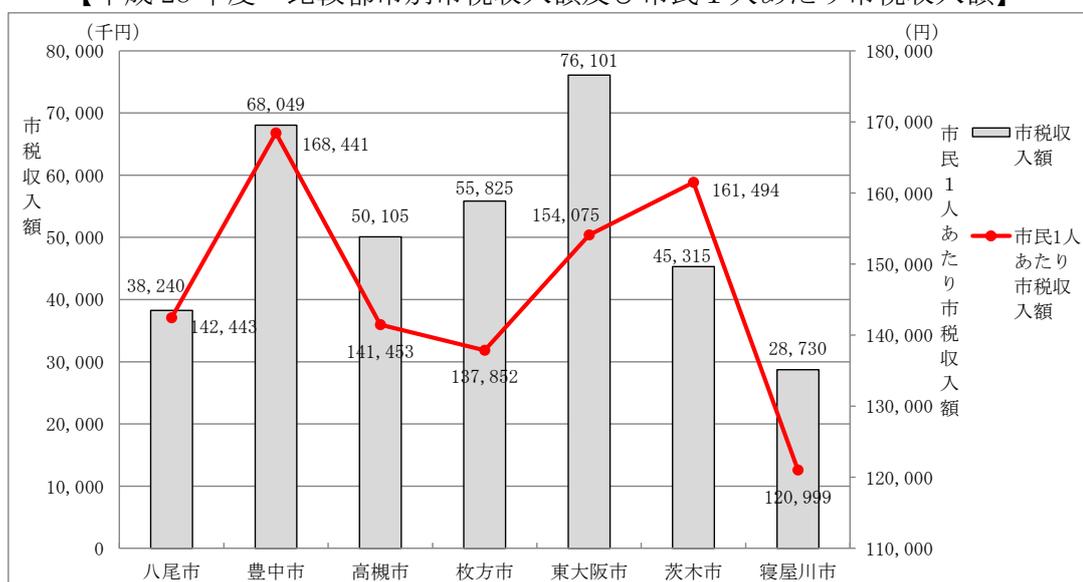
(出所：市提供資料より監査人作成)

2. 他都市との比較

平成 28 年度の市税収入額を他都市と比較すると次のとおりである。なお、比較対象都市については、市が平成 30 年度から中核市となることを鑑みて、大阪府下の中核市（豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市）及び大阪府下で市に人口規模で類似する特例市（茨木市、寝屋川市）を対象とした。

市の人口は比較 7 都市中 6 番目であるが、市税収入額も比較 7 都市中 6 番目と人口に比例している。一方で、市民 1 人あたり市税収入額で見た場合は、比較 7 都市中 4 番目となっており、人口に対しては多くの市税収入額を計上できていることが窺える。なお、比較対象都市のうち、中核市 4 市については、人口が 30 万人超のため市税収入額に事業所税が含まれている。

【平成 28 年度 比較都市別市税収入額及び市民 1 人あたり市税収入額】



(出所：総務省統計局ホームページより監査人作成)

なお、比較対象都市の人口（平成 29 年 1 月 1 日現在）は次のとおりである。

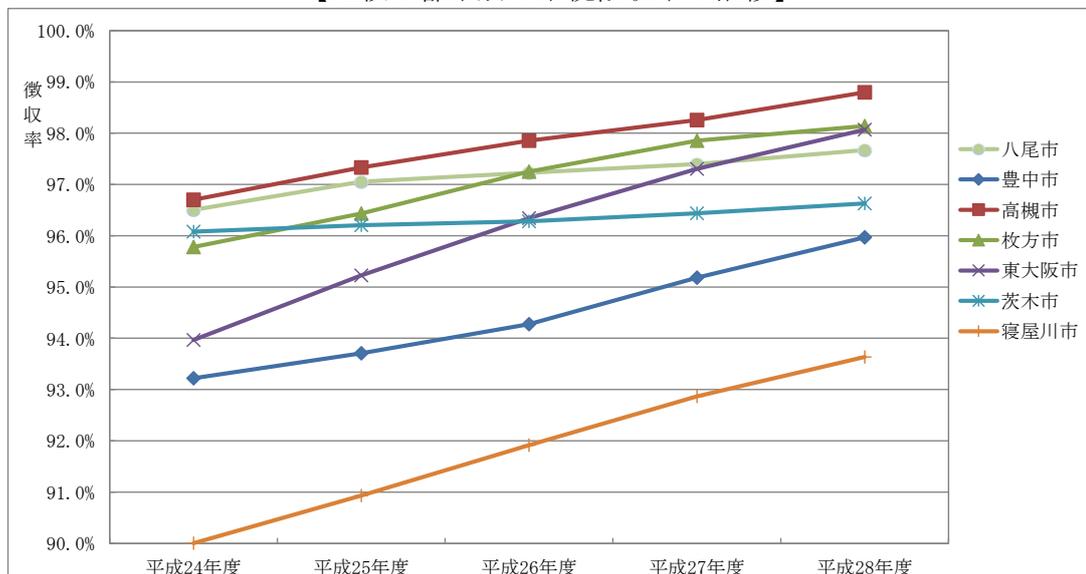
(単位：人)

八尾市	豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市	茨木市	寝屋川市
268,457	403,991	354,216	404,963	493,922	280,601	237,441

(出所：住民基本台帳（平成 29 年 1 月 1 日現在）)

また、比較7都市の徴収率の推移は次のとおりであり、市の市税徴収率は、平成24年度は比較7都市中2番目（96.5%）であり、平成28年度は比較7都市中4番目（97.7%）となっている。比較7都市の平均（97.0%）は上回っているものの、他都市と比較すると経年での徴収率の伸びの鈍化が見受けられる。

【比較7都市別の市税徴収率の推移】



（出所：総務省統計局ホームページより監査人作成）

なお、参考までに、平成28年度の市の市税徴収率が比較7都市の中で最も高い高槻市の徴収率（98.8%）と同水準であったと仮定した場合には、市税収入額に与える影響額は421百万円（注）と試算される。

（注）平成28年度の高槻市の徴収率 98.8%、市の徴収率 97.7%をもとに、次の計算式により算定した。

$$\text{市の市税収入額} (38,240 \text{ 百万円}) \times (98.8\% - 97.7\%) = 421 \text{ 百万円}$$

【2】市税収入確保のための課税客体の捕捉調査

財政部では、部内横断的組織として、平成28年度から市税収入確保等に係るプロジェクトチームを設置している。これは、将来にわたり持続可能な行財政運営を維持していくために、市の収入の根幹である市税収入を安定的に確保するとともに、課税の公平性の観点から課税客体の捕捉を強化し、また、効率的かつ効果的に調査・賦課等を実施すること等を目的としたものである。

プロジェクトチームでは、平成28年度における市税収入確保のための課税客体の捕捉調査として個人市民税、法人市民税及び固定資産税について実施計画を立案した。その計画に従い実施した捕捉調査方法、調査件数及び課税件数、並びに調査結果による税目ごとの課税額は次のとおりであり、一定の効果が表れていることが窺える。

■平成 28 年度に実施した課税客体捕捉調査

[個人市民税]

調査方法	調査件数	課税件数
二次申告送付対象者で未申告者への訪問調査	104 件	21 件
市申に添付された源泉徴収票の発行元への給報督促	301 件	21 件
現年給報提出ありで前年給報提出なし事業所への給報督促	180 件	119 件
退職申告ありで給報未提出事業所への給報督促	343 件	0 件
照会文書未回答者への再照会	64 件	15 件
市申に記載された勤務先への給報督促	347 件	85 件
無職・無収入の市申提出者への訪問調査	55 件	0 件
従業員数が一定以上の給報未提出事業所への給報督促	59 件	0 件
配特記載の合計所得と本人所得が不一致の場合に市申送付	104 件	31 件
給報照会	538 件	305 件
課税照会	157 件	104 件
シルバー配分金調査	534 件	309 件
法定資料調査	8,408 件	250 件
異動届調査	34 件	30 件
催告（二次）申告	3,864 件	1,119 件
扶養調査	3,725 件	956 件
扶養重複調査	539 件	199 件
寡婦調査	277 件	44 件
同居老人調査	184 件	68 件

[法人市民税]

調査方法	調査件数	課税件数
国税庁法人データ（法人番号）との突合	452 件	0 件
営業許可業者情報の活用	4 件	0 件
大型商業施設のテナント情報	31 件	0 件
新聞折込チラシの求人広告	8 件	4 件
電話帳掲載の法人	11 件	6 件
軽自動車税の法人登録	8 件	5 件
法人府民税・事業税資料の活用	3 件	1 件
指定管理者	2 件	1 件

[固定資産税（家屋）]

調査方法	調査件数	課税件数
経年異動判読	41 件	41 件
立体駐車場の課税	1 件	1 件
法人立入調査	1 件	0 件
改築物件の捕捉	3 件	3 件

[固定資産税（償却資産）]

調査方法	調査件数	課税件数
固定資産税家屋担当との合同調査	20 件	12 件
国、大阪府、庁内との連携	1,247 件	33 件
法人市民税との合同調査	(484件)	—

■課税客体捕捉調査における課税額

	調査件数	課税件数	課税金額
個人市民税	19,817件	3,676件	50,367,820円
法人市民税	519件	17件	1,865,600円
固定資産税（家屋）	46件	45件	3,429,917円
固定資産税（償却資産）	1,267件	45件	12,313,958円
合 計	21,649件	3,783件	67,977,295円
平成28年度合計 （平成29年度反映分除く）	20,382件	3,738件	55,663,337円

←平成29
年度以降反
映分含む

（出所：「平成28年度市税収入確保のための課税客体の捕捉調査に係る報告」より
抜粋、一部監査人加工）

第3 監査の結果及び意見

【結果及び意見の一覧表】

	結果 意見	本編 頁	概要版 頁	
【1】 個人市民税				
1	申告書発送停止者への対応について	意見①	38	12
2	個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて	意見②	38	12
3	減免要件の対象範囲について	意見③	39	12
【2】 法人市民税				
1	減免申請書への明確な根拠の記載について	結果①	48	13
2	法人市民税の申告書未提出法人への対応とその後のフォローアップについて	意見④	49	14
3	税収確保の検討について	意見⑤	49	14
4	法人市民税申告書上の従業者数の調査について	意見⑥	52	15
【3】 固定資産税・都市計画税				
1	地図情報システムに係る委託業者選定について	意見⑦	62	15
2	課税誤りのデータ化、一覧化について	意見⑧	63	16
3	償却資産に係る申告書の提出期限後の提出について	意見⑨	63	16
4	償却資産に係る申告書の賦課期日前提出について	結果②	63	16
5	償却資産に係る実地調査の充実について	意見⑩	64	16
6	e L T A Xと償却資産に係る固定資産税システムの連携について	意見⑪	64	17
7	税務署保有情報の閲覧方法の効率化について	意見⑫	66	17
8	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	意見⑬	66	17
【4】 軽自動車税				
	-	なし	-	-
【5】 市たばこ税				
	-	なし	-	-
【6】 入湯税				
	-	なし	-	-
【7】 収納管理事務				
	-	なし	-	-
【8】 滞納整理事務				
1	滞納整理事務における過去事例等の蓄積について	意見⑭	95	18
2	経過記録の保管について	意見⑮	96	19
3	決算書の確認について	意見⑯	96	19
4	状況に応じた納税交渉の実施の判断について	意見⑰	97	20
5	分納期間の短縮化について	意見⑱	97	20
6	滞納者の状況把握の徹底について	意見⑲	98	20
7	執行停止後の資力回復の確認方法等の明文化について	意見⑳	99	21
8	延滞金減免時の事実関係の把握について	結果③	99	21
9	未納延滞金の徴収促進に向けた把握について	意見㉑	99	21

【1】個人市民税

1. 申告書発送停止者への対応について（意見①）

市では、何らかの理由で納税者本人から「申告書の発送を止めてほしい」旨の申し出があれば、問題がないかを市として確認したうえで、発送を止めている。しかし、一度発送を止めてしまった後は、納税者本人からの申し出がない限り、申告書を送付することは行っていない。

担当者からは、「このようなケースは、例えば、年金受給者等で収入が少額である等非課税となる場合に限られ、年間でも数件程度しかない。」との回答を得ている。

確かに住民税が非課税となるような収入金額であれば、当該判断は妥当とも考えられるが、その状況が長期にわたって続くとは限らない。また、申告書が送られてこないことにより納税者の納税意識が薄らいでいき、申告を要する収入を得たとしても申告書が提出されず、課税漏れにつながる可能性も否定できない。そのため、申告書の発送停止後の状況を定期的にモニタリングしておく必要性はあると考えられる。

課税の公平性という観点から、申告書の発送停止時の取扱いやその後のモニタリング方法などについて具体的な対策を講じることを検討されたい。

2. 個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて（意見②）

個人市民税にかかる未申告者に対しては、催告申告を行い、それでもなお未申告の場合には、個別訪問による申告指導を行っており、その結果については「訪問調査管理表」にて管理している。

訪問調査管理表の「交付方法」欄には未申告者に対する申告書の交付方法が記載されているほか、「備考」欄には訪問状況等が記載されているが、担当者によって記載内容・水準に乖離がある。担当者によるバラつきなく、必要な情報が漏れなく把握できるよう、訪問調査管理表の記載様式、記載内容を見直すことが望まれる。

また、訪問調査管理表を閲覧すると「不在」と記載されていたものが多く、この点、訪問時間や未申告者への事前連絡等、訪問方法を工夫すべき余地があると考えられる。

さらに、「交付方法」が「投函」となっている未申告者については、投函後のフォローアップ（一定期間内に申告書が提出されなかった場合の再訪問等）を実施し始めたところであり、その実施方法等について工夫すべき余地があると考えられる。

課税の公平性や課税漏れを防止する観点から、市としても相当の労力を駆使して未申告者への申告指導を実施しているところであるが、その効果を最大限に発揮するためにも、訪問調査にあたっては未申告者に事前連絡を取って在宅している時間や曜日に訪問することや、その後のフォローアップをどのようにしていくか等について具体的な対策を講じることを検討されたい。

3. 減免要件の対象範囲について（意見③）

個人市民税の減免を受けるためには、個人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象者及び減免割合は、八尾市市税条例第 44 条及び八尾市市税条例施

行規則第6条に定められている。

八尾市市税条例施行規則第6条第1項第5号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。

そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。

当該減免事由は、関係法の制定趣旨及びその生活背景等からみて、担税力が希薄であることから40年以上前に規定されたとのことである。

確かに、就学支援への対応という形で市民税の減免を図ることは、子育て支援の一環という意味合いにおいて、現在の市の施策と合致している。一方で、個人市民税の減免について、近隣あるいは同規模自治体との件数や金額、割合に関する比較検討は近年行われていない。

自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。

上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。

【2】法人市民税

1. 減免申請書への明確な根拠の記載について（結果①）

法人市民税の減免を受けるためには、法人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象法人は八尾市市税条例第44条に定められている。

平成28年度においては、79件、3,950千円が認められていた。それらの申請書を閲覧し、その内容又は認めた市の判断の状況について検討した。

その結果、一部の法人について、添付されている損益計算書（公益法人の場合は正味財産増減計算書、特定非営利活動法人の場合は活動計算書）から収益事業を営んでいるかのような勘定科目が散見された。この点、市の担当者に質問を実施したところ、「法人税法では『継続して事業場を設けて行われるもの』（法人税法第2条第13項、法人税法施行令第5条第1号）を収益事業としているが、今回のケースはいわゆるバザーの収入であるため、継続性はなく、収益事業にはあたらない、と判断している。」との回答を得ている。

確かに、バザーでの収入については、年数回、催し会場等で開催されるのみで「継続して事業場を設けて行われるもの」には当たらないと考えられる。しかし、市から申請者に確認した内容が「法人市民税減免申請書」の「申請の理由」欄をはじめどこにも記載されておらず、また、添付の決算書にも記載されていなかった。

減免申請を認めるにあたって、収益事業と思われる内容が含まれている場合には「法人

市民税減免申請書」あるいは添付の決算書にその内容と減免を認めるにあたっての根拠を明確に記載すべきである。

2. 法人市民税の申告書未提出法人への対応とその後のフォローアップについて（意見④）

法人市民税は、対象法人が事業年度末から2か月以内に確定申告書を提出し、法人税割額及び均等割額を合計した金額を納付することとなっている。

今回、法人市民税に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、当該年度の申告について、事業年度末から2か月を超えて提出されている事例が発見された。

より早期に課税客体を捕捉するため、未申告法人に申告書を提出し納税してもらえるようにフォローアップを行っていくことが、未申告法人への納税意識を高めること、ひいては課税漏れを防止することにつながるものと考えられる。

課税の公平性や課税漏れの防止という観点から、未申告法人へのフォローアップ頻度を高めることを検討されたい。

3. 税収確保の検討について（意見⑤）

市の平成22年度包括外部監査において、次のような意見が付されていた。

・法人市民税均等割について（意見）

法人市民税均等割について、市は標準税率を採用している。しかし、地方税法第312条第2項によると、標準税率に1.2を乗じた率まで超過課税を採用することが可能である。

平成21年4月1日現在の大阪府下市町村の税率を調べると、43団体中16団体で超過税率を採用している。法人市民税の適用税率は、住民の合意形成により決定されるころではあるが、財政困窮の折には税収確保の観点から、超過税率の検討が必要となると思料される。

（出所：「平成22年度包括外部監査報告書」より抜粋）

これを受けて、平成23年10月に、財政部内に「新たな自主財源確保のための検討会」を設置し、学識経験者の意見も伺ったうえで、法人市民税の超過課税について検討を行った結果、見送られた経緯がある。

ただし、平成22年度の包括外部監査からすでに7年以上経過し、当時とは日本経済の状況も大きく変わっており、当時の判断をそのまま現時点にあてはめることは適切ではない面もあると考えられる。この点、担当者から「市は小規模事業所が多い状況に変わりがないため、税収確保のために安易に法人に増税を求めるのではなく、慎重に進めていく必要がある。また、『八尾市行財政改革行動計画』においても超過税率の適用可否については関係部署と連携を図りながら検討しており、将来的には適用するかどうかの判断を行うことを目標としている。」との回答を得ている。

現状、法人税は税制改正に伴い、法人税率が引き下げられる傾向にあり、このままではますます安定的な税収確保が困難となっていくことが予想される。そのため、一定程度の法人事業者への配慮は必要であり、例えば、市として超過課税の導入に理解を得られるよ

うな施策を打ち出すといったことは今後の検討に値するのではないかと考えられる。こうした点も思料したうえで、将来的な超過税率の適用可否について引き続き慎重に検討することが望まれる。

4. 法人市民税申告書上の従業者数の調査について（意見⑥）

法人市民税の均等割額は、従業者数が 50 人超か 50 人以下かでその金額が大きく異なってくる（資本金等の額が 50 億円超の法人では、50 人超か 50 人以下で最大約 7.3 倍の差がある）。そのため、法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性が重要となることから、特に法人市民税申告書に記載されている従業者数が 50 人弱（概ね 40 人以上 50 人以下）となっている場合には、詳細な調査が必要と考えられる。しかし、市は法人市民税申告書に記載されている従業者数を所与として、特段の正確性の検証を行っていない。

そこで、監査人が法人市民税申告書を通査し、従業者数の記載が 50 人前後の 11 法人について、市に提出された給与支払報告書の従業者数と比較したところ、「法人市民税申告書＞給与支払報告書」が 9 法人、「法人市民税申告書＜給与支払報告書」が 2 法人であった。「法人市民税申告書＜給与支払報告書」であった 2 法人については、今回の調査の過程で「他市にも事務所や営業所等があり、法人市民税申告書についても 50 人超であることから問題なし。」との回答を市から得ている。

今後、給与支払報告書上の人数が申告書より多く、申告書上の従業者数が 40 人以上 50 人以下の法人がある場合には、追加調査を実施することを検討されたい。

【3】固定資産税・都市計画税

1. 地図情報システムに係る委託業者選定について（意見⑦）

課税客体を捕捉するための手段の一つとして、地図情報システムによる航空写真を活用した調査を行っているが、当該地図情報システムの毎年度のデータ更新、3年に1度の航空写真の撮影等は業者に委託している。

こうした調査は平成 12 年度から実施されているが、実施開始年度以降継続して同一の業者と随意契約により業務委託している状況にある。

上記のような業務の委託は、固定資産税に係る課税客体の捕捉方法として、現在では一般的な手法となってきたり、過去に比べるとデータ移行は比較的容易な状況となってきたり。このように、平成 12 年度当初の状況とは大きく変わっており、かつ、委託開始から 16 年が経過していることから、入札もしくはプロポーザル方式による随意契約等により業者間の競争性、公正性を確保するという観点から、随意契約のあり方について見直しを検討すべきである。

ただし、見直しに伴い、仮に新たな業者が選定されることとなった場合には、システム入替え等に多大な事務コストを要し、課税事務が滞る恐れもあることから、税務事務が滞らないように最大限、配慮することが望まれる。

2. 課税誤りのデータ化、一覧化について（意見⑧）

現状、家屋担当、土地担当、償却資産担当のそれぞれで生じた課税誤りについては、課内での打合せにおいて、事例として各担当者間で共有し、注意を促すことで再発防止を図っている。しかしながら、そうした課税誤りの事例は、課内においていつでも閲覧できるような形でデータ化、一覧化して蓄積されているわけではない。

過去の課税誤りの事例はデータとして蓄積・分析し、誤りやすい要因についての気づきを得られるようにしておけば、担当者の異動があっても実務上の留意点が継承され、課税誤りの防止に役立つこととなる。

したがって、課税誤りの状況について、年度別に発生件数や状況、要因や対策を一覧化、データ化することを検討されたい。

3. 償却資産に係る申告書の提出期限後の提出について（意見⑨）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月31日までに1月1日現在における償却資産の所有状況について、申告する義務がある。

今回、償却資産に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、平成28年度の申告について、1月31日を超えて提出されている事例が発見された。

所有者の中には自身が経営している事業所の決算月に合わせて申告してくる者もいるため、意図的な場合は、八尾市市税条例第81条に基づく過料の対象になり得る旨を伝達し、期限を厳守するように改善を促す必要がある。

4. 償却資産に係る申告書の賦課期日前提出について（結果②）

償却資産に係る申告書綴りについてサンプル検証を実施したところ、平成28年度の申告について前年の12月に申告書が提出されており、残り1か月程度において資産状況に変更がないことを口頭で確認しただけで受け付けている事例が発見された。

しかし、実際に12月中に償却資産の異動があるか否かについて追跡調査を行っていないため確認は得られておらず、申告内容と実際の資産状況が相違する可能性もある。したがって、賦課期日である1月1日より前に提出された申告書については所有者へ1月1日以後に提出するよう説明したうえで返却し、受け付けるべきではない。

5. 償却資産に係る実地調査の充実について（意見⑩）

地方税法第408条に基づく実地調査について、市においては固定資産税のうち土地・家屋を主要な対象として実施している。償却資産（機械や工具・器具・備品等）については、新築家屋の立入調査と大規模事業者に対する家屋調査の際に担当者が随行し、家屋に係る立入調査と合わせて実施している。しかし、大規模事業者以外の事業者については、新築後の立入調査を行っていないため、新築後の各年度において申告内容と実際の償却資産の所有状況に相違があったとしても確かめることが出来ない状況にある。

償却資産は、一般に、家屋に比べてライフサイクルが短く、比較的増減が生じやすいという特徴があるが、現状では、大規模事業者以外の事業者について、償却資産の増減があったとしても申告が漏れなく正確に行われているかを確かめる術がないため、申告され

た内容をそのまま受理せざるを得ない。

したがって、課税漏れや課税誤りを防止する観点で八尾市行財政改革行動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）でも課税客体の捕捉強化として掲げられていることに鑑み、家屋を新築した事業者及び大規模事業者以外に立入調査の対象を拡げることが望ましい。

6. e L T A X と償却資産に係る固定資産税システムの連携について（意見⑩）

償却資産の申告については、書面による申告書等の持参又は送付による提出以外に、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信する電子申告が認められている。所有者が電子申告を行うにあたっては、平成 15 年 8 月に設立された「地方税電子化協議会」においてシステム開発が行われ、運用されている地方税のポータルシステムである e L T A X（エルタックス）が全国共通で用いられている。

現状、所有者より e L T A X を通じて申告がなされた際には、市において内容をチェックしたのち、申告データを市で管理している固定資産税管理システムに入力して申告情報の登録を行っている。

この点、市は地方税電子化協議会に対して、償却資産に係る電子申告について、e L T A X で申告された償却資産データが各自治体の固定資産税管理システムに自動取込みされるよう、e L T A X の仕様変更、資産コード設定の仕組みづくり等を検討するように申し入れする必要がある。当該取組みにより、電子申告に伴い各自治体で発生するデータ突合・確認作業、および各自治体が管理している固定資産税管理システムへの入力、登録作業等が大幅に軽減されるため、職員は削減された時間を課税客体の捕捉等、他業務に振り向けられるものと考えられる。

7. 税務署保有情報の閲覧方法の効率化について（意見⑪）

地方税法第 354 条の 2 において、固定資産税の課税に必要な関係書類の閲覧について、市町村から請求があった場合には、国はこれに対応する必要がある旨が定められている。当該定めに基づき、国税庁が保有する情報について、市の担当者が資料閲覧請求を行い、税務署まで出向いて資料を閲覧している。

平成 23 年 1 月から e L T A X を通じた国税連携の運用が開始されており、国税庁が持つ所得税確定申告データについては、e L T A X を通じて各自治体に送付されており、自治体側では請求、資料閲覧のための訪問、記録等の負担が削減されている。このような効果が見込まれることから、市は国に対して、適用対象を拡大し、固定資産税の関係書類についても、所得税確定申告データと同様に、e L T A X を通じた国税連携を図ることを検討するように申し入れする必要がある。

8. 公衆浴場に係る固定資産税の減免について（意見⑫）

公衆浴場に係る固定資産税については、納税義務者の申請に基づき、3 分の 2（福祉入浴援助事業を行う公衆浴場施設であれば 6 分の 5）に相当する額の減免が認められている（市税条例第 75 条第 2 項、市税条例施行規則第 7 条第 2 項第 7 号）。公衆浴場については、入浴料金が物価統制令により規制されていること、公衆衛生の向上への寄与が期待さ

れていること等、その公共性に配慮して、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、国、市町村が公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずる必要があること、必要と認める場合には、助成その他必要な措置を講ずる必要がある旨が定められている。

市は平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで当該規定について見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。

こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。

【4】軽自動車税

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

【5】市たばこ税

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

【6】入湯税

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

【7】収納管理事務

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

【8】滞納整理事務

1. 滞納整理事務における過去事例等の蓄積について（意見⑭）

市では、滞納整理事務全般に関して「事務処理要領」を定め、分納等の要件や差押財産の選択に関する考え方を示している。

また、過去に発生した事案のうち、代表的な事例を納税課内の共有フォルダに格納し、どのような場合にどういった手続をとることができるか等について、各担当者が参照できるようにしている。

こうした取組みを通じて、地方税法等で定められている滞納整理に関する事務について、より詳細な定めや考え方の共有が行われているが、一方で、個別の事案に基づいた具体的な判断基準までは「事務処理要領」には記載されていない。

滞納整理を行うにあたっては、特に滞納者との交渉において各担当者の判断に委ねられる場面が多いと考えられる。そういった場面においては、担当する事案が「事務処理要領」

に定められた各項目に当てはまるのか、分納や執行停止の判断、金額について妥当性があるのか等、担当者が判断に迷うことで結果として判断にバラつきが生じることも想定される。このような状況では、場合によっては有効かつ効率的な事務の執行及び納税者間の公平性が阻害される恐れがある。

市としては、滞納の状況は滞納者ごとに異なるため、全ての事案を網羅したマニュアル等を作成することは困難であることから、判断の基準、参考となるべき「事務処理要領」の作成と過去の事例の共有を行っている。このような過去事例の蓄積は、解決に至った具体的なポイントだけでなく、法律的な解釈や事案に対する考え方、視点、その他滞納整理のノウハウを目に見える形にすることができると考える。

滞納整理に係る判断をより有効かつ的確に行い、何より納税者間の公平性を確保するために、滞納整理の実務における過去事例等の蓄積（事例集）を今後も継続、発展させ、一定量の蓄積がなされた時点でそれらを体系立てて整理等することが望ましい。

2. 経過記録の保管について（意見⑮）

市では滞納者との交渉の経過記録等を市税管理システムにて管理している。現在のシステムを導入した平成 25 年 2 月以前は、全データをシステム内で保存することが容量の問題から困難であったため、一定期間ごとに経過記録等を印刷し、宛名番号ごとにファイリングして保存していた。平成 25 年 2 月の市税管理システムの入替時には、その時点で旧システム内に残っていたデータのみが移管されている。

そのため、継続している長期間の滞納案件についても、過去の経過記録の一部が紙で別保管されている状況にある。また、経過記録の保管スペースにも限界があることから、長期間の滞納案件について過去の経過記録の一部が廃棄されている事案もあった。

納税交渉にあたっては過年度の経過を把握しておくことも肝要である。そのため、滞納が長期化した案件や滞納を繰り返している案件等、業務上、過去の交渉経過の閲覧を必要とする案件については、過去の経過記録を現在の市税管理システムに再入力する措置等を図り、過去の記録についても直近の記録と一括して保管するべきである。

3. 決算書の確認について（意見⑯）

株式会社等の法人では、法人の経営成績及び財政状態を示す計算書類等の決算書の作成が義務付けられている（会社法第 435 条）。決算書の貸借対照表からは、法人が保有する換価可能な財産の状況を把握することができ、損益計算書により損益の推移を分析することによって、法人の経営成績を把握することが可能である。そのため、決算書は法人の担税力を測るのに適した資料であり、市の財産調査においても有用な情報を提供する資料と考える。

市は、納税交渉の際に決算書の入手に努めているが、決算書を必ず入手するとの規定はなく、決算書を入手しているかどうかは事案によって異なっている。早期に法人の財政状況、換価可能な財産の有無を把握するためには、財産調査の実施や納税交渉の段階において決算書を入手することが望ましいが、滞納者に対して決算書の提出を依頼しても提出されない場合、税務署に決算資料閲覧申請を行うことになるため、必要に応じて、決算書の

閲覧申請を行う等の対応が望まれる。

また、入手した決算書のどの点（着眼点など）に注目し、法人の担税力の判断に活用するのかといったノウハウについても、明文化することを検討されたい。

4. 状況に応じた納税交渉の実施の判断について（意見⑰）

滞納整理にあたり、滞納者と全く接触せずに執行停止を行い、その後不納欠損となった事案が1件発見された。

市の滞納整理事務の運用方針としては、基本的に文書催告を中心としており、滞納案件全件について滞納者本人と接触し、納税交渉を行うことは想定していない。

ただし、市の「事務処理要領 5. 滞納処分停止認定要領」第6条には、無財産として執行停止を行う場合には必要に応じて臨場調査を行うことが定められている。また、滞納整理事務において、実際に滞納者と接触することは、交渉により滞納者の納税意識を高めて自主納付を促すことや滞納者の現状を把握することにつながるため、重要であると考えられる。

そのため、今後、状況に応じて同様の事案等の場合には滞納者と接触して納税交渉を行うとともに、現状把握を行った上で執行停止を行うことを検討されたい。

5. 分納期間の短縮化について（意見⑱）

納税者等のうち、一定の事由に該当する者については、市税の分納が認められており、分納を行う場合には「市税分納誓約書」提出時に定められたスケジュールに従って納付を行う必要がある。

地方税法第15条第2項及び第3項並びに同第15条の5第1項及び第3項では、徴収猶予及び換価の猶予を行う場合、その期間は原則1年以内でやむを得ない場合でも2年以内とすることが定められている。また、市が定める「事務処理要領 2. 分納の取扱いについて」でも、分納期間は最初の分納期間を含め2年を限度とするように指導するとの定めがある。

しかし、分納中の事案のうち、分納期間が2年超の長期に渡るものが散見された。

地方税法上、徴収猶予及び換価の猶予の期間は2年以内と定められているが、滞納者の状況によっては、結果的に分納期間が2年を超えることもやむを得ない場合がある。しかし、一般に回収期間は長期になるほど回収可能性が低くなる。また、長期に渡る分納は延滞金負担がその分重くなるとともに、徴税コストも増すことになる。

そのため、差押可能な財産が判明しておらず、かつ、滞納額に対して分納額があまりにも少額となるような場合については、執行停止を検討するなど、可能な限り分納期間を短期とすることが望まれる。

6. 滞納者の状況把握の徹底について（意見⑲）

滞納者の収支や財産の状況が詳細に把握されていないまま分納を認めた事案が発見された。

市税の納付は納期限までに一括で行うことが原則であり、分納は期限内に納付を行うこ

とができない一定の事由がある場合に例外的に認めるものである。分納を認める一定の事由がない場合には滞納処分を行い、強制徴収をする必要がある。また、分納を認める場合であっても、長期に渡る分納は避け、滞納者の資力に応じたできるだけ短期の分納期間とする必要がある。徴収の公平性の観点から、分納を認める際には滞納者の状況を詳細に把握し、滞納者の資力等に応じた額での分納を認めることが肝要である。

7. 執行停止後の資力回復の確認方法等の明文化について（意見⑩）

地方税法第 15 条の 8 では、滞納処分の執行を停止した後 3 年以内に、その停止に係る滞納者につき、執行停止の要件を満たさなくなると認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならないとしており、執行停止後も不納欠損処理するまで滞納者の資力の状況を確認することが求められている。

市では、執行停止後の滞納者の資力の状況の確認として、毎年度末に滞納者の状況に著変動があったものに対して、財産調査等を実施している。滞納者の状況の著変動事由としては、特別徴収への切替え、他市転出、固定資産税の発生を想定しており、毎年度確認項目を担当者間で共有している。ただし、これらは明文化されていない。

執行停止後の資力の回復の確認にあたって、いつ、どのように確認するかを明文化すべきである。特に執行停止以降の年度について、新たな課税が行われているものについては、資力の回復について注視すべきである。

8. 延滞金減免時の事実関係の把握について（結果③）

延滞金の減免にあたり、減免の要件を満たしているかどうかの事実関係が不明瞭なまま減免を認めた事案が 1 件発見された。

延滞金は期限内に納税している納税者との公平性を図るものであるため、減免するにあたっては要件を満たしているか事実関係を把握したうえで適切に判断する必要がある。

9. 未納延滞金の徴収促進に向けた把握について（意見⑪）

法的には延滞金は収入時に調定されることになっており、未納延滞金を把握することは必要ではない。また、現在使用している市税管理システムでは滞納者ごとの延滞金は算定できるものの、延滞金の集計機能がなく、全体として延滞金の年度末残高がいくらかを把握することができていない。

しかし、回収の対象とする未納延滞金の総額は、今後の回収の方針決定や進捗管理を行う上で有用な情報となると考えられる。

そのため、市が回収すべき債権の総額として、滞納者ごとに計算される延滞金を年度末等一定の時点で集計し、本税とそれら延滞金を合わせた金額を「実質的な収入未済額」として把握することにより、市が回収すべき債権の総額を把握できるようにすることが望まれる。

最後に

この報告書で指摘した内容（監査の結果3件、意見21件）は、市にとって有益なものとしている。

市税の賦課・徴収にあたり、市に求められる役割は、課税の公平性を確保しながら、網羅的かつ正確に賦課し、賦課した市税を効果的かつ効率的に徴収することにより徴収率の向上を図り、財政基盤の安定に貢献することである。

この役割を果たすために、必要な人員を配置して、組織を組成し、業務を円滑にするために情報システム等への投資が行われている。

このような市税に係る賦課・徴収業務に関して、業務が法令に準拠して実施されているか、効率的に行われているか、納税者に対して公平であるか、滞納管理が適切に行われているかを主な監査の視点とした。

市では、市税の賦課・徴収業務において、限られた人員の中で効果的・効率的に実施するために工夫して取り組んでいる点が見受けられた。特に平成28年度から財政部内に横断的組織として、プロジェクトチームを設置し、市税収入確保のための課税客体の捕捉調査を実施するなどして、実際に一定の効果をあげている。

市民税や固定資産税の滞納繰越分の徴収率は改善されてきているものの、第2【1】2.に記載したように、比較対象とした大阪府下の中核市のうち高槻市、枚方市、東大阪市と比べると、まだ徴収率の向上の余地があると思われる。これら徴収率の高い他の自治体を参考に、さらなる徴収率の向上を図るための工夫が求められる。

また、勤務形態の多様化、所得発生の多元化が見られる社会現象下において課税所得捕捉のための調査研究及びノウハウの習得が課題として挙げられる。一例として、最近、注目されてきている仮想通貨やFX（外国為替証拠金）取引等によるキャピタルゲイン課税に関する課税客体の捕捉方法等について調査研究することが考えられよう。こうした取組みのためには、より賦課・徴収業務に関する知識や経験といった専門性を高める工夫も併せて必要になると思慮する。

本報告書の指摘は、外部専門家の視点から、限られた情報や時間の中で発見したものであるため、今回の監査結果を受け、市としてさらに調査を進め、指摘した内容を踏まえつつ、市が有するノウハウを活用して、具体的な措置等の立案・実施をしていただきたい。

平成30年度から中核市に移行することが決定した中で、本報告書が適切な税務事務の執行に資すること及びさらなる徴収率の向上をはじめとして、今後のマネジメントの改善の一助になることを期待する。

以上